

(証券コード 6030)

平成29年9月11日

株主各位

東京都港区赤坂4丁目13番5号
赤坂オフィスハイツ

株式会社アドベンチャー

代表取締役 中 村 俊 一

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年9月26日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第11期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第11期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jp.adventurekk.com/ir/meeting.html>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

I. 企業集団の概況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済財政政策や日銀による金融緩和策を背景として、企業収益や個人消費に改善の傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

そのような中、当社グループの既存事業のオンライン事業においては、スマートフォンの増加やタブレット端末等のモバイルインターネットの領域が継続的に拡大を続け、その存在感をますます高めております。

観光庁「宿泊旅行統計調査報告（平成28年・年間値（確定値）」によりますと、平成28年度の国内宿泊旅行者数は4億9,249万人泊で前年比97.7%、うち日本人延べ宿泊者数が4億2,310万人泊（前年比96.5%）、外国人延べ宿泊者数が6,939万人泊（前年比105.8%）となっており、外国人の国内旅行者数は、統計調査以来の最高値となりました。また、日本政府観光局（JNTO）の報道発表によりますと、平成28年度に日本を訪れた訪日外国人数は、過去最高の前年度を430万人余り上回り2,403万人（前年比121.8%）にまで達しております。

このような事業環境のもと、当社グループは「Global OTA」企業として、航空券サイト「skyticket」のサービスの拡充や他社との業務提携等により、事業の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は5,269,043千円（前年同期比96.3%増）、営業利益は414,480千円（前年同期比44.5%増）、経常利益は409,123千円（前年同期比48.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は242,035千円（前年同期比65.6%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

(オンライン事業)

オンライン事業につきましては、航空券サイト「skyticket」において、国内レンタカーの予約サービスや海外Wi-Fiルーターのレンタルの予約サービス、会員様向け優待サービス「skyticketプレミアム」の開始等によるサービスの拡充と業務提携等による販路の拡大を同時に進めてまいりました。

また、平成28年5月から提供を開始した「skyticket」スマートフォンアプリ版に関しても当連結会計年度中に通算396万ダウンロードを達成し、現在もその数を伸ばしております。

このような状況から、取扱高や申込件数に関しましても、月次取扱高が過去最高を更新する等、順調に推移しております。

以上の結果、当セグメントの営業収益は5,169,961千円（前年同期比92.6%増）、セグメント利益は361,347千円（前年同期比25.9%増）となりました。

（投資事業）

投資事業につきましては、従前より行っていた成長企業への投資を前連結会計年度末より本格的に投資事業セグメントとして開始いたしました。

当連結会計年度においては、投資先の上場に伴う営業投資有価証券の売却等があったことから、営業収益99,082千円、セグメント利益53,133千円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は155,407千円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物	12,536千円
ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	137,427千円

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期 (当連結会計年度)
営業収益 (千円)	893,474	1,510,426	2,683,680	5,269,043
経常利益 (千円)	25,803	148,074	276,052	409,123
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	21,135	110,262	146,115	242,035
1株当たり当期純利益 (円)	11.64	53.76	65.17	107.08
総資産 (千円)	371,159	1,903,277	2,559,289	3,685,909
純資産 (千円)	17,541	1,028,146	1,194,145	1,566,375

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第10期より連結計算書類を作成しております。第8期及び第9期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
3. 平成26年1月23日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成26年9月26日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、平成26年11月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は下記のとおりであります。

(1) クールジャパン戦略及び東京オリンピック開催への対応

日本政府が推進する「クールジャパン戦略」に関連して、羽田空港の国際化、訪日観光客の誘致が促進されております。また、2020年には東京オリンピックが開催されることが決定しております。これに伴い、訪日外国人が増加することや、個人・ビジネス関係者の入出国がこれまで以上に活発化することが予想されます。

このようなマクロ環境の動向に対して、当社としましては、当社グループが提供するサイトの多言語展開を加速度的に推進するとともに、航空券のみならず鉄道、バス等の交通機関や宿泊施設、生活関連サービスといったあらゆる商品を多言語でオンライン予約できるサービスを提供し、顧客の利便性向上を図ってまいります。

(2) 海外への事業拡大

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループが更なる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に東南アジア諸国では、日本以上にLCCのシェアが拡大しており、今後もシェアが拡大するものと予想されております。当社がこれらのLCC全ての路線を取

り扱うためには、海外航空券の仕入先であるホールセラーが提供しているAPIだけでは対応できないことから、各国のLCCのAPIに個別接続する必要があります。

当社グループでは、これらの状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、堅牢なシステム構築を図ってまいります。

(3) グローバル人材の採用

当社グループは、国内市場のみならず、世界各国の旅行商品の取り扱いを充実させることによって国際競争力を高め、更なる事業拡大を図る方針であります。このため、当社としましては、外国人顧客向けのオペレーターや、国内外の優秀な人材を確保することが重要と認識しており、社内における研修制度の充実や語学が堪能な人材の採用強化に取り組んでまいります。

(4) 新サービスの展開

多様化する顧客のニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。

今後も既存サービスの充実に加えて、当社グループが有するサイト運営能力、サービス開発力等を活かして様々な新サービスを展開することによって、既存顧客への付加価値を提供するとともに、新規顧客の獲得を図ってまいります。

(5) 顧客に対して提供する情報の量及び質の向上

インターネット等を利用することによって顧客自身が様々な媒体から様々な情報を入手することが容易となっていることから、旅行に対する顧客のニーズは多様化し、旅行会社に対する要望も高くなっております。このような状況に対して、当社としましては、顧客一人一人のニーズにマッチした情報提供を行ってまいります。

(6) 認知度の向上

当社が運営するサイトを多くの顧客に利用して頂くためには、サイトの認知度を更に向上させることが必要不可欠であると考えております。このため、新聞、テレビCMを活用した効果的な広告宣伝、Webマーケティング技術の有効活用等を実施することで認知度の向上に努めてまいります。

(7) 顧客の利便性向上

当社グループはPC及びスマートフォンによる販売を行っておりますが、特にスマートフォンからの申込みが増加しており、今後も更に増加するものと予想されております。このため、当社としましては、スマートフォンに対応した検索機能や予約機能等を充実させ、顧客の利便性向上に努めてまいります。

10. 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
オンライン事業	インターネット上での旅行商品や生活予約サービスの提供
投資事業	ベンチャーキャピタル投資

11. 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

本社：東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F

(2) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

当連結会計年度末 従業員数（名）	前連結会計年度末 比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
37[92]	15名増	32	1.8

（注）使用人数は従業員数であり、正社員のほか、契約社員を含み、臨時雇用者数（アルバイト）は []内に年間平均人員を外数で記載しております。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社	23百万円	100.0%	オンライン事業
AppAge Limited	50万香港ドル	100.0%	オンライン事業
株式会社スグヤク	50百万円	51.0%	オンライン事業

13. 主要な借入先及び借入額（平成29年6月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	66,751
株式会社りそな銀行	59,100
城南信用金庫	27,772
株式会社商工組合中央金庫	23,805

Ⅱ. 株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 6,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,265,900株
3. 当事業年度末の株主数 1,389名
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村 俊一	1,500,000株	66.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	98,700株	4.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,200株	2.79%
RIEKO YAGI	58,100株	2.56%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	33,800株	1.49%
松井証券株式会社	24,500株	1.08%
ロンバー・オディエ信託株式会社（信託口）	18,500株	0.81%
日本証券金融株式会社	17,300株	0.76%
東岡 芳樹	12,600株	0.56%
INTERACTIVE BROKERS LLC	12,100株	0.53%

- (注) 1. 株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 1 回新株予約権
新株予約権の数	8個
保有人数 当社監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 3,200株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 3,600円 (1 株当たり 9 円)
新株予約権の行使期間	平成27年12月28日から平成35年12月27日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③ その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④ 前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況

当社は平成29年5月12日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すとともに、一企業としての価値向上のみならずひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲及び士気を一層向上させることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

名 称	第4回新株予約権
新株予約権の数	95個
割当先	
当社取締役（社外取締役を除く）	1名
当社社外取締役	2名
当社監査役	3名
当社従業員	23名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,500株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,043,000円 （1株当たり10,430円）
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日から平成36年5月28日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%</p> <p>(b) 営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役及び監査役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないを取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> |
|--|---|

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 俊 一	ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社代表取締役
取締役	中 島 照	経営企画室室長
取締役	宇都宮 純 子	宇都宮・清水法律事務所代表弁護士 株式会社スタートトゥデイ社外監査役 株式会社ソラスト社外監査役
取締役	雷 蓄	シンフロンテラ株式会社代表取締役
常勤監査役	児 玉 尚 人	—
監査役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社リプロセル社外取締役 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研 究所社外取締役 プレジジョン・システム・サイエンス株式 会社社外監査役
監査役	角 田 千 佳	株式会社エニタイムズ代表取締役

- (注) 1. 取締役宇都宮純子氏及び雷蓄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役児玉尚人氏、山川善之氏及び角田千佳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外取締役である宇都宮純子氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 4. 取締役宇都宮純子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役児玉尚人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 平成28年9月29日をもって、監査役西木隆氏は、辞任により退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	25,000千円
監 査 役	4名	8,050千円

- (注) 1. 上記報酬等の額のうち、社外役員7名（社外取締役3名、社外監査役4名）に支払った報酬等の総額は10,850千円であります。
 2. 上記の役員数には、平成28年9月26日をもって退任した取締役1名及び平成28年9月29日をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	宇都宮 純子	宇都宮・清水法律事務所	代表弁護士
		株式会社スタートトゥデイ	社外監査役
		株式会社ソラスト	社外監査役
取締役	雷 蕾	シンフロンテラ株式会社	代表取締役
監査役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社	代表取締役
		株式会社リプロセス	社外取締役
		株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	社外取締役
		プレシジョン・システム・サイエンス株式会社	社外監査役
監査役	角 田 千 佳	株式会社エニタイムズ	代表取締役
監査役	西 木 隆	Stream Capital Partners Japan株式会社	代表取締役
		株式会社ベクトル	社外取締役

- (注) 1. 社外取締役宇都宮純子氏は、宇都宮・清水法律事務所の代表弁護士であり、株式会社スタートトゥデイ及び株式会社ソラストの社外監査役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。
2. 社外取締役雷蕾氏は、シンフロンテラ株式会社の代表取締役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。
3. 社外監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役、株式会社リプロセス及び株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の社外取締役であり、プレシジョン・システム・サイエンス株式会社の社外監査役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。
4. 社外監査役角田千佳氏は、株式会社エニタイムズの代表取締役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。
5. 監査役を辞任した西木隆氏は、Stream Capital Partners Japan株式会社の代表取締役、株式会社ベクトルの社外取締役を兼務しておりましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宇都宮 純 子	当事業年度に開催した取締役会21回中21回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
取締役	雷 蓄	平成28年9月26日の就任後、開催した取締役会16回中13回出席し、証券市場に関する豊富な経験及び企業経営に関する知見をもとに発言を行っております。
監査役	児 玉 尚 人	常勤監査役として、当事業年度に開催した取締役会21回中21回出席し、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	山 川 善 之	当事業年度に開催された取締役会21回中21回出席し、監査役会14回中14回出席し、主に企業の代表取締役及び取締役、監査役等を歴任してきた豊富な事業経験と専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	角 田 千 佳	平成28年9月26日の就任後、開催した取締役会16回中15回出席し、監査役会9回中9回出席し、会社経営者としての知見をもとに当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	西 木 隆	平成28年9月29日に退任するまでに開催した取締役会6回中5回出席し、監査役会4回中3回出席し、主に企業の代表取締役及び取締役等を歴任してきた豊富な事業経験と専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行いました。

(3) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外役員と当社及び当社の特定関係事業者との間に親族関係はございません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬の額（注）1.	15,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬の額	500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（監査法人アヴァンティア）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、デューデリジェンス調査対応業務について対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令順守の意識のもと適

正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。

- (5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
- (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
- (4) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長及び監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- (2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
 - (2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
 - (3) 子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。

- (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営企画室がモニタリングし、改善を進めております。

2. リスク管理

当社はリスクマネジメント規程において、当社の危機管理に関する基本事項及びリスクが発生した場合の具体的な対応方法等について定め、危機管理に必要な体制を整備しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画室において子会社の経営管理体制を整備及び統括する体制を敷いております。

4. 取締役の職務執行

当社は取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を2名選任し、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

5. 監査役

当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会において積極的に発言することにより、監督機能を強化しております。また、会計監査人、経営企画室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリング及び助言を行っております。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

平成29年6月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、前期実績に比べ増収増益であったこと、そして株主様への利益還元等を勘案した結果として、1株当たり30円を実施させていただきたいと考えております。

IX. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は銀行借入に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。この債務保証に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様に適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,812,127	流動負債	2,061,547
現金及び預金	625,388	買掛金	887,936
売掛金	1,440,968	短期借入金	21,023
営業投資有価証券	310,400	1年内返済予定の長期借入金	125,441
商 品	141,288	未払金	649,682
前払費用	48,183	未払費用	21,105
前渡金	152,456	未払法人税等	120,590
未収入金	19,954	未払消費税等	54,414
その他	73,487	前受金	103,933
固定資産	873,782	繰延税金負債	70,613
有形固定資産	19,385	その他	6,807
建 物	12,396	固定負債	57,987
工具、器具及び備品	6,988	長期借入金	51,987
無形固定資産	377,896	その他	6,000
ソフトウェア	79,237	負債合計	2,119,534
ソフトウェア仮勘定のれん	225,383	(純資産の部)	
投資その他の資産	73,274	株主資本	1,376,274
投資有価証券	476,501	資 本 金	557,180
敷金及び保証金	88,033	資 本 剰 余 金	492,188
長期前払費用	345,560	利 益 剰 余 金	328,163
繰延税金資産	15,969	自 己 株 式	△1,257
破産更生債権等	26,917	その他の包括利益累計額	167,047
その他	19,943	その他有価証券評価差額金	173,495
貸倒引当金	20	為替換算調整勘定	△6,448
	△19,943	新株予約権	95
		非支配株主持分	22,958
		純資産合計	1,566,375
資産合計	3,685,909	負債・純資産合計	3,685,909

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,269,043
売 上 原 価		33,240
営 業 総 利 益		5,235,803
営 業 費 用		4,821,322
営 業 利 益		414,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
為 替 差 益	32	
そ の 他	496	537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,802	
長 期 前 払 費 用 償 却	666	
そ の 他	425	5,895
経 常 利 益		409,123
特 別 損 失		
減 損 損 失	17,023	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,954	26,978
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		382,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157,513	
法 人 税 等 調 整 額	△15,067	142,446
当 期 純 利 益		239,697
非支配株主に帰属する当期純利益		△2,337
親会社株主に帰属する当期純利益		242,035

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	555,530	490,538	135,791	△498	1,181,361
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,649	1,649			3,299
剰余金の配当			△49,663		△49,663
親会社株主に帰属する 当期純利益			242,035		242,035
自己株式の取得				△759	△759
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,649	1,649	192,372	△759	194,912
当期末残高	557,180	492,188	328,163	△1,257	1,376,274

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括 利益累計額 合計			
当期首残高	—	△12,512	△12,512	—	25,296	1,194,145
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						3,299
剰余金の配当						△49,663
親会社株主に帰属する 当期純利益						242,035
自己株式の取得						△759
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	173,495	6,064	179,559	95	△2,337	177,316
当期変動額合計	173,495	6,064	179,559	95	△2,337	372,229
当期末残高	173,495	△6,448	167,047	95	22,958	1,566,375

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社

AppAge Limited

株式会社スグヤク

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券で時価のあるもの（営業投資有価証券を含む）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

その他有価証券で時価のないもの（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

イ．有形固定資産

定額法及び定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ．無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AppAge Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

ロ．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（5年償却）、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

ニ．のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,494千円

III. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

当連結会計年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
本社(東京都港区)	自社利用資産	ソフトウェア 建物 工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

効率的な活用の観点から遊休化した資産及び事務所移転に伴って使われなくなった資産について減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア	11,990千円
建物	4,725千円
工具、器具及び備品	308千円
合計	17,023千円

(4) 資産のグルーピングの方法

管理会計上の区分を最小の単位とし、グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである資産については、ゼロとして評価しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,257,500	8,400	—	2,265,900
自己株式(株)	76	88	—	164

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第1回新株予約権の行使による増加 4,400株

第3回新株予約権の行使による増加 4,000株

自己株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 88株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
平成26年第1回新株予約権	普通株式	8,000	—	4,400	3,600	—
平成26年第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
平成26年第3回新株予約権	普通株式	4,000	—	4,000	—	—
平成29年第4回新株予約権	普通株式	—	95,000	—	95,000	95
合計		12,000	95,000	8,400	98,600	95

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月26日 定時株主総会	普通株式	49,663	利益剰余金	22.00	平成28年6月30日	平成28年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	67,972	利益剰余金	30.00	平成29年6月30日	平成29年9月27日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約並びに事業取引に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のうち非上場株式は発行会社の信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金については流動性リスクに晒されております。一部の借入金については変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、その契約にあたって事前に信用調査を行い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

営業投資有価証券のうち上場株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する等の管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足資料

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含んでおりません（注2. を参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	625,388	625,388	—
(2) 売掛金	1,440,968	1,440,968	—
(3) 営業投資有価証券	290,400	290,400	—
(4) 預け金	73,458	73,458	—
(5) 敷金及び保証金	345,560	345,560	—
(6) 破産更生債権等	19,943		
貸倒引当金(*)	△19,943		
	—	—	—
資産計	2,775,775	2,775,775	—
(1) 買掛金	887,936	887,936	—
(2) 短期借入金	21,023	21,023	—
(3) 未払金	649,682	649,682	—
(4) 未払法人税等	120,590	120,590	—
(5) 未払消費税等	54,414	54,414	—
(6) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	177,428	178,746	1,318
負債計	1,911,074	1,912,392	1,318

(*)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

(5)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定期間を見積もり、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標で割引いた現在価値より算定しております。

なお、安全性の高い長期の債券の利回りがマイナスの場合は、適用する割引率を零としております。その結果、当連結会計年度末において、時価と当該帳簿価額との間に差額は発生していません。

(6)破産更生債権等

時価については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から個別に計上している貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 108,033千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 681.16円

1株当たり当期純利益 107.08円

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

1. 多額の資金の借入

当社は、運転資金の拡充及び金融機関との関係強化のため、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

	借入①	借入②
(1) 借入先	金融機関 1 行	金融機関 4 行
(2) 借入金額	3 億円	4 億円
(3) 借入金利	基準金利＋スプレッド	
(4) 借入契約日	平成28年 9 月	平成29年 7 月
(5) 借入実行日	平成29年 7 月	
(6) 借入期間	1 年間（返済期日は、当座貸越契約に基づき、期間を延長することがあります。）	1 年～5 年
(7) 担保の有無	無担保・無保証	

2. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成29年 8 月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の代表取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権発行要領

1. 新株予約権の数

1,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の東京証券取引所における前日（取引が成立していない日を除く）株価終値10,080円/株、株価変動性53.14%、配当利回り0.30%、無リスク利率△0.02%や本新株予約権の発行要領に定められた行使条件に基いて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金10,080円（本新株予約権の発行決議日前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当

社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年10月1日から平成36年8月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でない取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年8月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成29年8月29日
- 9. 申込期日
平成29年8月26日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社代表取締役 1名 1,500個

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,650,400	流動負債	2,043,325
現金及び預金	480,906	買掛金	888,862
売掛金	1,429,468	1年内返済予定の長期借入金	125,441
営業投資有価証券	310,400	未払金	648,701
商品	141,288	未払費用	21,105
前渡金	152,141	未払法人税等	120,500
前払費用	43,878	繰延税金負債	70,613
未収入金	18,856	未払消費税等	54,414
その他	73,459	前受金	103,933
固定資産	1,053,717	その他の他	9,752
有形固定資産	19,333	固定負債	57,987
建物	12,396	長期借入金	51,987
工具、器具及び備品	6,937	その他の他	6,000
無形固定資産	301,236	負債合計	2,101,312
ソフトウェア	75,852	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	225,383	株主資本	1,429,214
投資その他の資産	733,147	資本金	557,180
投資有価証券	88,033	資本剰余金	492,188
関係会社株式	256,946	資本準備金	492,188
敷金及び保証金	345,260	利益剰余金	381,103
長期前払費用	15,969	その他利益剰余金	381,103
繰延税金資産	26,917	繰越利益剰余金	381,103
破産更生債権等	19,943	自己株式	△1,257
その他	20	評価・換算差額等	173,495
貸倒引当金	△19,943	その他有価証券評価差額金	173,495
		新株予約権	95
		純資産合計	1,602,804
資産合計	3,704,117	負債・純資産合計	3,704,117

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,246,068
売 上 原 価		33,240
営 業 総 利 益		5,212,827
営 業 費 用		4,770,161
営 業 利 益		442,666
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 手 数 料	4,246	
そ の 他	431	4,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,802	
長 期 前 払 費 用 償 却	666	
そ の 他	70	5,539
経 常 利 益		441,810
特 別 損 失		
減 損 損 失	17,023	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,954	26,978
税 引 前 当 期 純 利 益		414,831
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	156,380	
法 人 税 等 調 整 額	△15,067	141,313
当 期 純 利 益		273,518

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	555,530	490,538	490,538	157,248	157,248
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,649	1,649	1,649		
剰余金の配当				△49,663	△49,663
当期純利益				273,518	273,518
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,649	1,649	1,649	223,855	223,855
当期末残高	557,180	492,188	492,188	381,103	381,103

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△498	1,202,818	—	—	—	1,202,818
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		3,299				3,299
剰余金の配当		△49,663				△49,663
当期純利益		273,518				273,518
自己株式の取得	△759	△759				△759
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)			173,495	173,495	95	173,590
当期変動額合計	△759	226,395	173,495	173,495	95	399,986
当期末残高	△1,257	1,429,214	173,495	173,495	95	1,602,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるもの（営業投資有価証券を含む）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

その他有価証券で時価のないもの（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商 品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法及び定率法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

3. 引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（5年償却）、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

5. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,445千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	854千円
長期金銭債権	13,000千円
短期金銭債務	4,766千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業費用	△5,726千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	4,246千円

2. 減損損失の内訳

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
本社（東京都港区）	自社利用資産	ソフトウェア 建物 工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

効率的な活用の観点から遊休化した資産及び事務所移転に伴って使われなくなった資産について減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア	11,990千円
建物	4,725千円
工具、器具及び備品	308千円
合計	17,023千円

(4) 資産のグルーピングの方法

管理会計上の区分を最小の単位とし、グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである資産については、ゼロとして評価しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式(株)	76	88	—	164

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 88株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,956千円
営業投資有価証券評価損	3,187千円
投資有価証券評価損	3,071千円
貸倒引当金繰入額	6,154千円
減損損失	14,502千円
繰延税金資産合計	32,873千円
繰延税金負債との相殺	△5,956千円
繰延税金資産の純額	26,917千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	76,570千円
繰延税金負債合計	76,570千円
繰延税金資産との相殺	△5,956千円
繰延税金負債の純額	70,613千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

特記すべき事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村俊一	(被所有) 66.20	当社代表取 締役社長	当社銀行借 入に対する 債務保証 (注1)	59,152	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社は銀行借入に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	707.37円
1株当たり当期純利益	121.01円

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

1. 多額の資金の借入

当社は、運転資金の拡充及び金融機関との関係強化のため、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

	借入①	借入②
(1) 借入先	金融機関 1 行	金融機関 4 行
(2) 借入金額	3 億円	4 億円
(3) 借入金利	基準金利＋スプレッド	
(4) 借入契約日	平成28年 9 月	平成29年 7 月
(5) 借入実行日	平成29年 7 月	
(6) 借入期間	1 年間（返済期日は、当座貸越契約に基づき、期間を延長することがあります。）	1 年～ 5 年
(7) 担保の有無	無担保・無保証	

2. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成29年 8 月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の代表取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権発行要領

1. 新株予約権の数

1,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の東京証券取引所に

おける前日（取引が成立していない日を除く）株価終値10,080円／株、株価変動性53.14%、配当利回り0.30%、無リスク利率△0.02%や本新株予約権の発行要領に定められた行使条件に基いて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金10,080円（本新株予約権の発行決議日前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年10月1日から平成36年8月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算

書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないを取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年8月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成29年8月29日
 9. 申込期日
平成29年8月26日
 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社代表取締役 1名 1,500個

独立監査人の監査報告書

平成29年8月25日

株式会社 アドベンチャー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 木村 直人 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドベンチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年8月25日

株式会社 アドベンチャー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 木村 直人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月28日

株式会社 アドベンチャー 監査役会

監査役(常勤) 児玉 尚人 (印)

監 査 役 山川 善之 (印)

監 査 役 角田 千佳 (印)

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期実績に比べ増収増益であったこと、そして株主様への利益還元等を勘案した結果として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円00銭
配当金総額： 67,972,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年9月27日（水曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の多様な事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加いたします。

事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第2条（目的）の変更をいたします。

また、当社は、東京都港区に本店を置いておりましたが、事業拡大及び人員の増加等に伴い、東京都渋谷区に事務所移転を行いました。これに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地の変更をいたします。

なお、本議案は本総会締結の時をもって、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第3条 (条文省略) 1～9 (条文省略) (新設) (新設) (新設) 10 (条文省略)	(目的) 第3条 (現行どおり) 1～9 (現行どおり) <u>10 不動産の販売・賃貸・管理並びにその仲介</u> <u>11 ホテル・飲食店の経営</u> <u>12 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売</u> 13 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第3号議案 取締役1名選任の件

当社オンライン事業の強化を図るために取締役1名の増員をすることとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

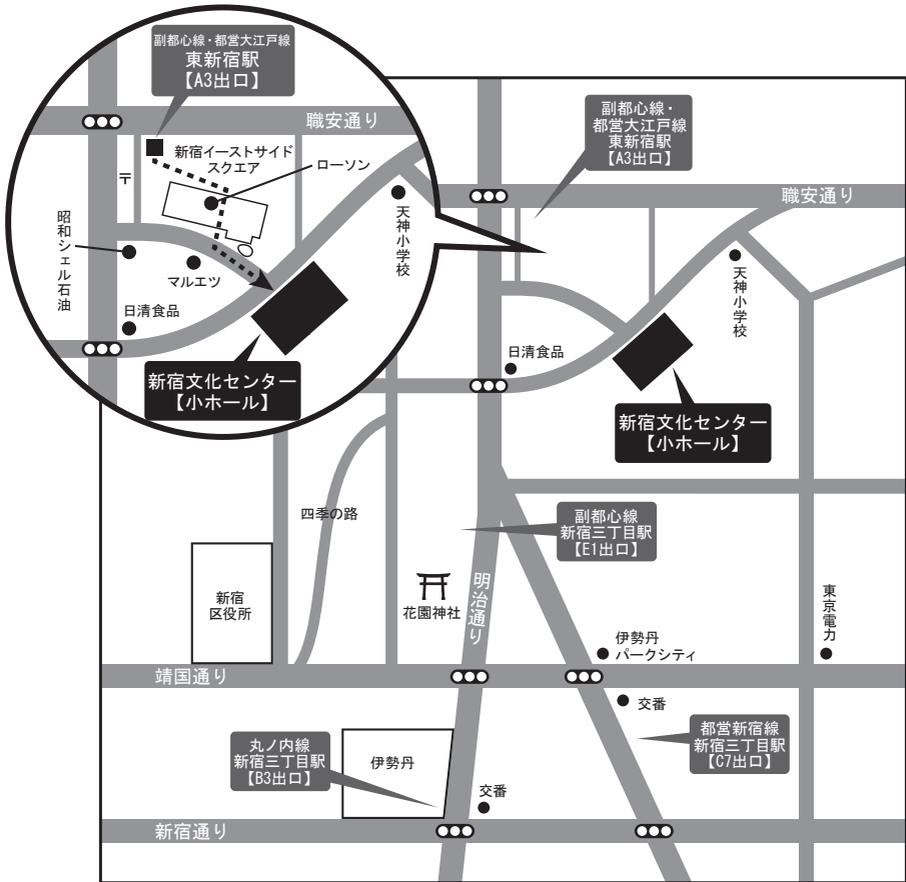
氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
ふ り が な 氏 名 (生年月日) み し ま けん 三島 健 (昭和47年12月28日生)	平成11年4月 日本情報科学株式会社入社 平成13年3月 ソフトバンクBB株式会社入社 平成15年3月 株式会社エージェント入社 平成16年8月 イーベイ・ジャパン株式会社入社 平成23年1月 エクスぺディア・ホールディングス株式会社入社 代表取締役就任 平成26年3月 ホテル・リザーベーション・サービス株式会社入社 代表取締役就任 平成28年7月 株式会社i. JTB入社 執行役員就任 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 三島健氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
 同氏は、オンライン旅行業を中心とした事業会社において指導的役割を歴任し、豊富な経験と専門的知見を有していることから、当社の事業方針の決定等に十分な役割を果たすことが出来るものと判断したためであります。
 3. 三島健氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール



- 交通案内 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩5分
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……………E1出口徒歩7分
●都営新宿線「新宿三丁目」駅……………C7出口徒歩10分
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……………B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。